

平成26年度「東京都環境審議会」第2回水質土壌部会

速 記 録

平成26年7月28日（月）

都庁第二本庁舎31階特別会議室23

(午前10時01分開会)

○緑川環境政策課長 大変お待たせいたしました。定刻でございますので、ただいまから平成26年度第2回「水質土壌部会」を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます環境政策課長の緑川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の定足数につきましてお知らせをいたします。当部会の構成員は7名でございますが、今現在、6名の先生方の御出席をいただいておりますということで、審議会規則に定めます定足数の過半数の4名に達していることを御報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、席上に座席図がございます。

続きまして、会議次第でございます。

資料が、右肩に資料1～5まで、A4とA3がまじっていて恐縮ですけれども、資料がございますが、そのうち資料3「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策計画（案）について」でございますけれども、落丁がございますので、後ほど修正したものを再度お配りさせていただきますと思っております。

参考資料といたしまして、資料ナンバーの1～9まで配付をしております。

そのほかに、緑色のフラットファイルを1冊御用意させていただいております。この緑色のフラットファイルには、第1回「水質土壌部会」の資料をとじてございます。

過不足等がございましたら、お知らせいただければと存じます。よろしいでしょうか。

なお、緑色のフラットファイルにつきましては、次回の部会でも使用させていただきたいと考えてございますので、会議終了後はそのまま席上に残しておいていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、古米部会長にお願いしたいと存じます。古米部会長、よろしくお願いいたします。

○古米水質土壌部会長 皆様、おはようございます。前回、4月25日開催の第1回「水質土壌部会」では、4月16日付で東京都環境基本条例第25条第2項第2号の規定に基づき、「ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定した荒川区東尾久七丁目地域における公害防止事業に係る費用負担計画の策定について」ということで、知事より環境審議会への文書諮問があり、審議

会会長より水質土壌部会に付議されました本件に関して、事務局が取りまとめました荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシソ類土壌汚染対策計画（素案）、荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシソ類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画（素案）及び公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画の考え方についてを御審議いただきました。

その後、その部会において意見をいただいたことを踏まえて、事務局のほうで荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシソ類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画（素案）及び費用負担の考え方についてを修正し、5月15日付で関係事業者である株式会社ADEKAさん宛てに本素案等に対する御意見を照会いたしました。

本日は、事務局のほうで詳細な対策事業の方法や工事費などをまとめた「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシソ類土壌汚染対策計画（案）について」、まず御説明をいただいた後、株式会社ADEKAさんより費用負担計画（素案）等に対する御意見を頂戴したいと考えております。

それでは、議事に入りまして、第1番目、「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシソ類土壌汚染対策計画（案）について」ということで、事務局より御説明をお願いしたいと存じます。
○関ダイオキシソ汚染対策担当課長　ダイオキシソ汚染対策担当課長の関でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元に「資料2」、「資料3」とございます資料があたりかと思ひますけれども、資料2が「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシソ類土壌汚染対策計画」、これは現時点での案でございます。資料3が、今、差しかえの1枚の資料を配らせていただきましたけれども、そちらの対策計画（案）についてということ概要をまとめさせていただいた資料でございます。こちらの対策計画（案）につきましては、本日、審議会の中で御説明をさせていただきました後、都としてしかるべき時期に案として公表をしていきたいと考えております。その後、ダイオキシソ類対策特別措置法に基づきます手続を適宜進めてまいりたいと考えております。

では、早速資料の御説明でございますけれども、資料2、対策計画（案）につきましては、ページ数も多うございますので、主に資料3、概要のほうで御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、「I 対策事業の考え方」がござひます。

こちらにつきましては、去る第1回「水質土壌部会」、4月25日の部会におきまして、いろいろな対策事業の工法がある中で比較検討いたしましたという御説明をさせていただいたところでございますが、最終的に覆土・舗装の対策を採用した考え方を、ごく簡単ではござひ

ますけれども、まとめさせていただいたものでございます。

すなわち、事業期間ですとか工事中の汚染土壌の飛散リスク、そういったものを総合的に比較検討した結果、ダイオキシン類の曝露経路を確実に遮断ができると。それから、他の工法と比較して工事期間が短く、施設等を早期に開放することが可能であると。これは地元自治体からの強い要請もいただいているところでございますので、こういった点も勘案したと。それから、工事中の汚染土壌の飛散リスク、こういったものも他の工法と比較して少ないといったことを勘案いたしまして、最終的に覆土・舗装の対策を行うとしたものでございます。

次に、「Ⅱ 対策計画（案）の概要」の御説明でございます。

事業の実施対象といたしましては、2月に指定をいたしましたダイオキシン類の対策地域でございます。主に2つのエリアに分かれておりまして、図をお示ししておりますけれども、都立尾久の原公園、やや分かりにくいですが、下にまとまった区画がございますのと、あと、公園の北側に池がございますが、池のそばに1区画ほどございます。

それから、区立東尾久運動場及びその周辺ということで、図の中ほど、下のほうでございましてけれども、こちらは区立の運動場。底地は東京都が所有をしておりますが、荒川区さんが運営をされておられる運動場、サッカーグラウンド等がございます。そのほかに「及びその周辺」とございますものは、東京都が所有をしております、いろいろな用途で使っております土地がございますので、そういったものをまとめて「その周辺」と表現しておりますが、具体的には下の表のところでもまとめさせていただいております。月極駐車場等がございまして、土地所有者（管理者）ごとに書き分けているところでございまして、施設の概算面積は中ほどにございましておりでございますが、対策地域の面積といたしましては、合計9,600平米ほどでございます。

なお、対策地域内には、既にアスファルトで被覆をしております通路、歩道として使用している箇所もございます。

それでは、非常に駆け足ではございますけれども、資料3の裏面にお移りいただけますでしょうか。「事業の主な内容」でございます。

こちらは、先ほど申しましたように「覆土及び舗装工事」でございますけれども、大きく分けまして、都立尾久の原公園のほうは、主として50cm以上の良質土を覆土するという対策になってございます。一部アスファルトないしはコンクリートの舗装で被覆をする箇所もございますけれども、おおむね50cm以上の覆土という形になっております。

次に、区立東尾久運動場及びその周辺でございましてけれども、こちらのほうは基本的にア

スファルトの舗装で対応をしまいるということでございます。

それから、「工事に伴う環境調査」とございますけれども、念のため、大気、河川水といったものについてもダイオキシン類の調査を行って、周辺環境への影響も確認しながら工事を進めていくということでございます。

次に、「工期」でございますけれども、都立尾久の原公園のほうは、平成26年11月から年度末で工事が一旦切れておりますけれども、それから平成27年6～12月ということで、来年度まで工事期間を予定しておるところでございます。

区立東尾久運動場及びその周辺のほうは、今年度中に工事を終わらせるという予定で工期のところは考えておるところでございます。

次に、「事業費の額」の御説明ですけれども、こちらのほうは、4月の素案の段階では、過去の事例を参照して1～2億程度という幅の中でお示しをしておったわけでございますが、今回事業費をまとめますと、総額1億1,800万円ということで見込んでございます。

次に、「事業の実施者」のところでございますけれども、こちらのほうは東京都が施行をするという形になっております。

次に、「2 対策事業後の措置」でございますけれども、こちらの対策事業後の措置といいますものは、覆土・舗装の対策を行いました際に、ダイオキシン類の汚染が地中に残置される形になります。暴露経路を遮断いたしますので、周辺環境への影響はそこで遮断することになるわけでございますけれども、何分汚染は地中に残る形になりますので、そういったものがきちんと管理をされていく必要があるということで、こちらのほうは既に先行事例として対応しております北区豊島の事例を参考にいたしまして、こういった措置の内容を検討したところでございます。

対策事業において実施をいたしました覆土の効果が維持できるようなリスク管理を行っていくということで、主な事項といたしましては、土壌の掘削は原則として行わないといった掘削の制限を課す。それから、覆土・舗装ということで行ってございましたので、そういった施工箇所の問題がないかといったことを定期的に日常点検していく。それから、いろいろな事故・災害等も考えられますが、そういった事故・災害等が生じた場合でも汚染の拡散を防止できるような体制の整備を行っていくということございまして、こういった日常点検、緊急時の対応につきまして、管理者のほうでマニュアルを整備して、それに即して適切な対応を行っていくところでございます。それに加えて、大気、河川水、公園につきましては土をうみますので用いた覆土について、継続的にダイオキシン類の調査をその後行って

き、問題がないことを確認するというものが主な内容でございます。

こちらの措置を行う実施者でございますけれども、土地の所有者が東京都でございますので、基本的には東京都ということでございますが、※印のところに「区立東尾久運動場においては、東京都及び荒川区」と書いておりますように、荒川区さんとも御相談が必要になってくるというところでございます。

「3 汚染除去の計画策定」と書いてございますが、こちらにつきましては、今回、覆土・舗装ということで対応をするわけでございますけれども、将来的に当該土地におきまして大規模な土地改変ですとか、あるいは技術の進歩に伴って非常に容易に汚染の除去を行うことができるような時代の到来というものも考えられますので、そういった場合には、改めて対策計画を策定し、汚染除去を図るといったことも想定はされますので、念のため対策計画の中に1行記載をしていきたいというところでございます。

対策計画の内容といたしましては、雑駁ではございますがこういった内容となっておりますけれども、最後に、「Ⅲ 対策地域外のリスク管理」というものが書かれてございます。

こちらは何かという話なのですけれども、こちらの対策計画につきましては、あくまで対策地域の対策の内容についてまとめるものでございます。ただ、これまで対策地域の指定について御審議をいただきました中で、対策地域の外であって地歴が同じところ、こちらにつきましては、表層の土壌は調査をいたしまして問題がないことを確認しておるわけでございますけれども、何分、深度方向の調査は実施をしておらないということございまして、そういった土地についてもあわせて適切な管理を行っていくべきではないかという御指摘をいただいております。

ですので、対策計画の目次の中には、こちらの「対策地域外のリスク管理」という項目は入れ込んでございませぬけれども、東京都として公表していく冊子といいますか、一まとまりの資料の中には、対策地域外のリスク管理につきましても記載をして公表していきたいと考えておるところございまして、お手元の資料2の中で「対策地域外のリスク管理」というものを一番最後のページのところにまとめさせていただいております。こちらにつきましては、まずどういったところがリスク管理の対象になるかということをもとめさせていただきまして、それから、ここではリスク管理地域という名前をつけておりますけれども、そのリスク管理地域につきまして、どういったリスク管理を行うかということを簡単に記載させていただいたものでございます。

簡単にお話を申し上げますと、対策地域以外のところございまして、基本的には人が立

ち入ることができる地域ということで考えてございます。それから、なおかつ対策地域と地歴が同一であって、表層にダイオキシン類の基準超過は確認をされていないものの、地中に汚染が存在する可能性がある場所といった要件をここで挙げさせていただいております。そういうところにおきまして、施設管理者等は適切な管理を行っていくというところをございまして、対策計画の冊子、資料2の一番最後のページの中ほどに、そちらの地図を、どこが対象になるかということをもとめさせていただいております。

やや見にくいところもあるかもしれませんが、対策地域は斜線でお示しをしております。その周辺にリスク管理地域ということで、地歴を同じくする地域を網かけさせていただいております。中ほど、白く網かけが外れているところがございすけれども、こちらは、ほとんどの面積は下水道局の浄化センターが占めているところでございますが、こういった工場ですとか事業場の従事者の方だけが立ち入る地域は特別措置法の対象要件にならないというところがございますので、こういったところは引き続き適切にダイオキシン類対策を下水道局のほうで進めていただくと。それに対して環境局としては、適切に助言をさせていただくといった形で継続的に適切な対応がとられるようにかかわっていきたく思っておりますが、それ以外の地域において、リスク管理地域と色分けをさせていただきたいというところがございます。

こういったリスク管理地域につきまして、下にございますように、(1)、(2)ということで対応を行っていきたくということでございまして、基本的には、掘削を伴う土地改変の場合には、国の定めた調査方法に基づきまして、ダイオキシン類調査を施設管理者等において実施していただく。そちらの調査結果に基づいて、必要に応じて、法令に基づく対策を実施するというところをございまして、こちら、基準超過がもしあった場合には、当然それに対応していく必要があるということでございます。

そういった調査を経ないで掘削が行われることのないよう、管理者等におきまして管理マニュアルを策定し、適切な管理を行うと。それから、事故・災害時等においては、対策地域に準じた対応を行っていただくというようなところを基本線として、施設管理者等に管理を適切に行っていただいたいというところの地域がこちらの地域ということでございまして、そちらを対策計画とあわせて都として公表していくことを考えておるところでございます。

雑駁な御説明ではございましたが、こちらにつきましては以上でございます。

○古米水質土壌部会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、今、資料2、資料3を用いて事務局から説明のございましたダイオキシン類土壤汚染対策計画（案）について、御質問あるいは御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私、1つお聞きしたい点がありますけれども、対策事業が行われてしっかりと管理をされると。例えば掘削制限をすとか、点検をするといったことがちゃんと措置内容として整理されているのですけれども、そういった行われた内容の記録というものは、ある意味、公文書として残っていくと。ただ、公文書というのは保管の期限があつて、5年経つものだとか10年経つてしまうと、必ずしもそれを保管する義務を負わないみたいなことがあると思うのです。こういった類の履歴だとか、そういった過去の非常に重要な情報の記録というものは、ずっと残されるというシステムはあるのでしょうか。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 役所の文書の保存期間というものは確かにございまして、文書の性質、重要性に応じて、確かに短期間しか保存しない文書もございしますが、こういった長期間に渡つての保存が必要なものにつきましては、長期保存ということで期限の定めを置かずに保存していくような体制がとられているところでございます。

○古米水質土壤部会長 分かりました。

委員の方、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

○小河原委員 細かな話なのですけれども、良質な土壤で50cm以上覆土されるのですが、最近の集中豪雨というか、すごい雨が降りますから、辺縁部からの流出だけでは済まなくて、下手をすると表層の土壤流出ということも若干最近は起こり得ます。多分3分の1勾配以下の緩い勾配でとめていらっしゃるのだけれども、ぜひ早期に芝生等で表面をしっかりと覆っていただいて、そういう表土流出が起きないような配慮が多分必要かと思いました。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 そちらにつきましては、現状の対策計画（案）の中で、覆土した上に芝生を張って施工するという内容で考えておるところでございます。

○古米水質土壤部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事の2番目に進めさせていただきます。議事(2)は「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策事業に係る費用負担計画（案）について」でございます。

それでは、第1回「水質土壤部会」の審議結果を踏まえて修正されました費用負担計画（素案）及び費用負担計画の考え方について、どのように修正されたかという修正点について、事務局より御説明をお願いいたします。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 それでは、私から御説明をさせていただきます。

4月25日、第1回の部会におきまして、汚染原因、それから、寄与率の考え方といったところについて御議論をいただいたところでございます。その御議論に基づきまして修正をいたしておりますので御説明をさせていただきますが、お手元の参考資料1が費用負担計画の素案ということで、部会で御議論いただいた点を踏まえて修正した後のバージョンということになっております。

それから、費用負担計画をまとめるに当たっての考え方でございますが、こちらは参考資料2ということでおつけしておりますけれども、こちらも部会での御指摘を踏まえ、修正した後のバージョンをつけております。

具体的にどこを修正したかというところでございますけれども、まず1点目が、汚染原因の考え方の整理でございます。対策地域のダイオキシン類の主な汚染原因と申しますものは、特徴的な異性体パターン、すなわちジベンゾフランの比率が圧倒的に高いという点でございますが、そこから食塩電解由来と考えられるのですが、食塩電解では説明できない部分がございます。そちらの食塩電解では説明できない部分について、食塩電解以外の過去操業しておられたADEKAさんの製造工程由来として説明できる特徴があるという点をまとめさせていただきます。

それが、お手元の参考資料2の3ページ目、中ほどのところで「② ダイオキシン類の定性的分析」と書いているところでございますが、2パラグラフ目の「一方」で始まる段落のところでございます。中ほどから、具体的には、PCDDsというのはポリクロロジベンゾジオキシンでございますけれども、こちらのジオキシンの仲間のうち、七塩素化及び八塩素化したものの比率が高くなる傾向がある。これは、ADEKAさんの製造工程のうち、農薬であるBHC、それからPCPの食塩電解以外の工程の特徴と合致しているということで、そういったものの影響と考えられるということをご記載させていただいております。

一方、過去、当該土地におきまして火力発電所が存在しておりました。そのため、火力発電所の燃料として使用しておりました石炭の燃焼に由来するダイオキシン類の発生が考えられるところでございますけれども、こちらの石炭燃焼由来のダイオキシン類、当時操業しておりました火力発電所そのものの年代が古いということもございまして、なかなかそのものずばりの異性体パターンということではないのですが、文献上それに類似するものを調べてまいりまして、それで確認をしたところ、そちらの石炭燃焼の異性体パターンについては、先ほど申しましたような特徴は見られなかったというところでございます。そちらを参考資料2の4ページ目、上から2段落目の「文献上確認できた石炭燃焼の異性体パターンでは」

で始まるパラグラフでございますが、こちら、ジベンゾジオキシンのうち、四塩素化及び五塩素化したものの比率が高くなる傾向が見られた。これは、先ほど申しました七塩素化、八塩素化されたものの比率が高くなるという、こちらの対策地域の異性体パターンとは異なる傾向でございますので、その旨を記載させていただいたところでございます。

そういった定性的な分析とあわせまして、最終的には、CMB法という統計分析の手法を用いまして、ダイオキシン類の汚染の寄与率を計算したところでございますが、そちらの寄与率計算を行います際に、石炭燃焼による異性体パターンも用いて計算をしているところでございますが、その際、石炭燃焼の寄与率は有意な数値とはならなかったということでございます。その点もあわせて付記させていただいたところでございます。

そこで、最終的に、石炭火力発電所を操業していた事業者については、費用を負担させる事業者からは除外したという形でロジックを整理させていただいたところでございます。

次に、事業者寄与率でございます。こちらにつきましては、お手元の参考資料2の5ページ目でございます。中ほどからやや下のところで「過去の他のダイオキシン類の」という言葉で始まるパラグラフでございます。4月の部会で御審議をいただきました際、2通りの計算方法についてお示しさせていただきました。それは、環境基準を超過した29個の検体を全て一括で計算する方法。それから、29検体の平均値を用いて、その平均値を統計分析にかけた方法、2通り計算したものをお示したところでございます。そちらにつきまして、どちらがより妥当かという御審議をいただきまして、その結論をまとめさせていただきましたのが、今申し上げましたパラグラフでございます。

過去の他のダイオキシン類の汚染事例におきまして、寄与率の算定には、汚染地域全体の異性体パターンの平均値が用いられている。それから、できるだけ事業者に対して過度な費用負担を求めべきではないといった観点から、本件においては、平均値から全体の寄与率を求める手法がよろしかろうと。そちらの寄与率が97.0%ということございましたので、そちらを妥当であると書かせていただいたところでございます。

それとあわせまして、参考資料1の費用負担計画（素案）のほうにも、当初、一括計算したほうの寄与率の数値を書かせていただいておりますが、97.0%という平均値を用いました寄与率のほうの記載に改めさせていただいたところでございます。

さらに、当日、追加でダイオキシン類発生量の試算ということで、ダイオキシン類の排出係数、こちらは国連環境計画（UNEP）のほうでまとめております排出係数をもとに、大ざっぱではございますけれども試算をさせていただいたと。こちらの内容が、CMB法による計算と

同様の傾向を示したと。すなわち、食塩電解由来が圧倒的な比率を示している。一方、石炭火力発電所由来のものは極めてわずかであったといった計算結果はCMB法の計算結果の傍証となるものだという点を記載させていただいたところでございます。

以上が部会の資料を修正した箇所でございます。

それとあわせまして、部会の資料の修正というところからはさらに一步踏み込んだ話になるのですが、その後、こちらの部会資料を5月15日付でADEKAさんに、こちらの素案、それから考え方に対する御意見の照会をさせていただいたところでございますけれども、その際、当該土地を東京都に売却して以降の土地造成の履歴に関して資料の提供の御依頼がございました。そこで、部会長とも御相談をさせていただきまして、資料をADEKAさんに御提供させていただくということで、翌月に資料を御提供させていただいたところでございます。それがお手元でございます参考資料6と7でございます。

これからADEKAさんに御説明をいただきます御意見の中に、東尾久運動場の造成資料に言及をされている箇所がかなりございますので、まずそちらの東尾久運動場の造成経緯につきまして、ごく簡単に私のほうから御説明をさせていただいたほうがよろしかろうと思っておりますので、そちらの御説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

資料が、先ほど申しましたように参考資料7でございますが、造成図面が何ページかにわたっておりまして、そちらのほうの造成図面の概要につきまして、参考資料8というA4の1枚物でまとめさせていただいておりますので、そちらのほうを御覧いただけますでしょうか。

まず、参考資料8でございますけれども、運動場につきましては、区営の運動場ということでございまして、東京都が土地を購入して以降、荒川区さんが造成を行われておるところでございまして、荒川区さんから資料の提供をいただきました。こちらの参考資料8にございますように、平成3年に運動場の建設工事が行われまして、その後、平成22年に改修工事が行われております。こちらの平成22年の改修工事につきましては、運動場の表層部分、一部土壌の改良を施したということでございますけれども、今回、ダイオキシン類を採取した土壌の採取地点には、こちらの施工箇所はかかっておりませんので、汚染の外部土壌の由来を検討するということをしておるわけなのですが、そういったところで直接的な影響はないものと考えておるところでございます。

1番のほうに目を移していただきまして、運動場建設の工事というものが平成3年でございますけれども、こちらの図面でございますが、お手元の参考資料7の2ページ目に平面図をおつけしてございます。こちらは運動場を、右側が南側、左側が北側ということでお示した

ものでございまして、右側のほうに区道が走っているというところでございます。

図面の左手、北側のほうに「切土部分」と書かれております。ですので、こちらのほうで土を削った工事がある。片や図面の右側の部分です。こちらの南側、区道のほうに近い側ということでございますけれども、こちらは「盛土部分」ということで、土を盛ったという記載があるところでございます。こちらの盛土に用いた土の由来に関する記載というものは、特段この中では書いてございません。ただ、ここからは私ども事務局の解釈でございますけれども、同一工事において切土がなされておりますので、外部土壌だけで盛土を行ったと考えるのは合理的な解釈ではなく、まずもって切土をした土を用いて盛土工事を行ったものと事務局としては推定をしているところでございます。

ただ、そうは申しましても、こちらの図面の中に切土、それから盛土の各土量、すなわち体積でございますが、そちらは正確には記載をされておられませんので、盛土に外部土壌が使用されたか否かは不明というところでございますが、事務局といたしましては、基本的に切土で発生した土を盛土に用いたのではないかと考えているところでございます。

それから、こちらの平面図の2枚後で、右下のところに図面番号を書いておりますが、その「4/8」と書いているところでございます。「造成横断図」と書いているところでございますが、こちらの上から断面図が4個並んでおります。おおむね今回の対策地域にかかっている断面が、一番左側に番号を付しておりますが、㉓、㉔と書かれております断面がこちらの対策地域に該当する断面かと思われま。こちらにつきましては、盛土の高さについて、具体的な数値の記載はございません。ただ、図面からごく簡単に計測をいたしますと、これから申し上げるとおりでございます。

左側に「DL=8.00」とございます。DLは潮位観測基準面 (Datum Line) の略でございます。それから、盛土をしたという施工の上に「EL=8.900」という数値がございます。ELは標高 (Elevation Level) の略でございます。こちらが8.9から8を差し引きますと、ELとDLの高低差は90cmということになろうかと思えます。盛土部分の高さと上記の高低差を目視にて比較いたしますと、盛土部分の高さはこの高低差の半分程度もしくはそれ以下ということになってこようかと思えます。

ですので、その程度の盛土ということになろうかと思えますが、それ以外にこの図面の中で若干御留意いただきます点といたしましては、後ほどADEKAさんの御説明の中でも出てまいるかと思うのですが、こちらの断面図の一番右端のところにやや高くなっている箇所がございます。区道側 (旭電化通り側)、南側のところに畝状の起伏と書いておりますが、

やや盛り上がった箇所がございます。実はこの箇所が平成3年以前のいつ、どのように形成されたのかという点につきましては記録がございません。この点につきまして、後ほどADEKAさんのほうから御意見で触れられる箇所かと思えます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○古米水質土壌部会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から説明がございました修正後の費用負担計画（素案）及び費用負担計画の考え方に対して、株式会社ADEKAさんからの意見書については既に委員の皆様には事前にお目通しいただいておりますけれども、その内容について、ADEKAさんから直接御説明をいただきたいと存じます。

それでは、ADEKAさん、よろしく願いいたします。

（（株）ADEKA説明者着席）

○古米水質土壌部会長 お願いいたします。

○ADEKA 影島氏 申し上げます。

株式会社ADEKA、法務・広報部の影島と申します。本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。

それでは、早速、弊社の考えを意見書に基づき述べさせていただきます。

まず、「土壌汚染原因の寄与割合（97.0%）についての疑問点」について述べさせていただきます。

まず1つ目として、「東尾久運動場（旭電化通り沿い）に1mの盛土が行われている場所について」ということで、(1)今回、ダイオキシンが検出された場所のうち、東尾久運動場の旭電化通り沿いの土地の部分、これは本書面添付資料1を御覧いただけますでしょうか。これは「参考資料4」とついています。この図面の東尾久運動場という部分に赤い升がございますけれども、番号で⑨、⑩、⑪と書かれてあります部分について、東京都に引き渡した当時よりも地面の高さが1mほど高く盛り上がっております。この点は、当社が東京都に土地を引き渡した時点と大きく異なっている点でございます。

2つ目として、東京都の担当者の説明、これは先日の7月4日に御説明を受けた件ですけれども、それによれば、当社から譲り受け後、荒川区が平成6年に東尾久運動公園の造成工事を行い、盛土を行ったとのこととあります。工事業者はニチノー・アラカ建設共同企業体ということでございます。

3つ目として、東尾久運動場のうちダイオキシン類土壌汚染対策地域、以下「運動場対策地

域」と呼ばせていただきますが、それは、本書面添付資料2を御覧いただけますでしょうか。このような図面でございます。

ちょっとこれは字が小さくて非常に読みにくいと思いますが、中央より下の部分、若干右手になりますけれども、右下の部分です。ここ一帯、当時の製品倉庫として使われた土地でございます。よく見ると小さく倉庫と書かれているのが分かるかと思いますが、ここでは製造設備はなかったということございまして、この場所でダイオキシンが発生することは考えられないと思っております。引き渡し後に行われた造成工事で外部から持ち込まれた土が原因ではないかと考えております。

4つ目として、当社は、この盛土の土が外部から持ち込まれたか否かを確認するため、盛土の土の出どころについて東京都に情報開示を求めておりますが、土の出どころについての資料はないとのことございました。東京都が、造成工事を行った荒川区から提出を受けた本書面添付資料3の造成平面図を御覧いただけますでしょうか。先ほど東京都の関課長から御説明のあった切土部分と盛土部分の図面です。それによれば、切土が行われており、一般的には費用削減のため、できるだけ外部の土を持ち込まず、切土の土を使って盛土を行うのではないかと推測されるという説明でございました。しかし、そうだとするならば、切土部分またはその周辺からも同じダイオキシンが検出されるはずではないかと御指摘いたしましたが、この点については、東京都から明確な説明はございませんでした。

5番目として、本書面添付資料3、これは同じく造成平面図でございますけれども、そこからは、切土部分と盛土部分の正確な体積が分からず、外部から全く土が持ち込まれていないと断言することはできないのではないかと考えております。

(6)平成26年4月25日の環境審議会に提出されました東京都の説明資料「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策事業に係る費用負担計画」、以下「費用負担計画」と言わせていただきますけれども、ここには添付資料はございませんが、航空写真解析の項がございました。この航空写真によって、昭和22年当時の地面の高さとマイナス50cm程度の増減なので、大規模な土壤の移動はないと説明されてございますが、この尾久地区の敷地の面積で50cmというのは大規模な移動に当たるのではないかと考えます。また、「公園等の造成工事の際にも外部から大量に外部土壤の持ち込みがあったとは考えられない」と記載されておりますが、外部土壤を持ち込んだか否かは、造成工事の記録を調査すれば分かることではないでしょうか。昭和22年に撮影した航空写真によるレベル測定がどの程度の精度のものかは分かりませんが、そのようなものから外部土壤の持ち込みの有無を判断すべきではないと考え

ております。

7番目として、以上のことから、運動場対策地域では造成・盛土用の土が外部から持ち込まれた可能性を否定できません。荒川区が造成・盛土に使った土につき、東京都からの情報開示がございませんため、土の出どころが判明せず、当社尾久工場にもともとあった土壌と同一の土壌成分であるということが証明されない以上、当該部分に関する公害防止事業費の負担を当社としては認めることはできません。

8番目として、東京都は、この場所で検出されたダイオキシンの異性体パターンの特徴から、当社尾久工場の操業（食塩電解）により発生したものである蓋然性が高いと主張しておりますが、仮に食塩電解により発生したダイオキシンだとしても、引き渡し時には当該箇所の表層部分には存在していなかった汚染土壌が、東京都または荒川区が後に行った造成工事によって、工場跡地の別の場所から掘り起こされ、今回ダイオキシンが検出された東尾久運動場の一面に移され、地表に露出させられた可能性も考えられます。この場合は、ダイオキシン類による土壌汚染が当社から東京都に引き渡された後に拡散されたことによる対策工事費の増加分の費用負担を当社が求められていることになり、当社としてはこれを認めることはできません。

続きまして、「その他、環境審議会に提出された資料に対する技術的な反論・疑問点」について述べさせていただきます。

では、(1)費用負担計画添付資料7、1.(3)に「都が当該土地を取得後、公園の造成のために土地の改変を行っている。このため、対策地域の表層土壌はADEKAが工場を操業していた当時の状況と大きく異なる」との記載がございます。ダイオキシンが多く検出されたのはその大部分が表層であり、もともとADEKAが操業していた当時の土壌であったという東京都の主張や、「大規模な土壌の移動はない」、「外部から大量に外部土壌の持ち込みがあったとは考えられない」という記載内容との間に矛盾がございます。

(2)として、費用負担計画添付資料7、1.(4)④に「食塩電解においては黒鉛電極が崩壊して汚泥が生ずるが、生成されたダイオキシン類が電解槽に沈殿した汚泥が操業期間を通じて尾久工場内において廃棄されることにより土壌を汚染したと考えられる」とありますが、電解槽における汚泥には水銀が含まれるため、工場内にそのまま投棄されることはなく、工場全面に拡散させることはあり得ないと考えます。したがって、この記載には全く根拠がないと考えております。

3つ目として、かつて本件土地には本書面添付資料4、添付資料4を御覧いただきたいと思

います。これは昭和38年の全住宅精密図帳というものですけれども、この中央上の部分です。東京電力の火力発電所が存在しておりました。本件土地のダイオキシン類による土壤汚染が同発電所に起因している可能性もございます。同発電所のデータでは明確な異性体パターンが不明であることから東京電力に負担を求めないとのことですが、不明な部分を残しながらその分の負担を当社に求めるのでは、原因企業を特定する検討としては不十分ではないかと考えます。

「3.小括」としまして取りまとめますと、以上のことから、運動場対策地域については当社が原因者であるとする十分な根拠はないと考えます。負担法でダイオキシン類の対策を事業者負担させるのは、「事業者によるダイオキシン類の排出とダイオキシン類による土壤の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確な場合」に限定すべきことがダイオキシン類対策特別措置法で定められております。同法第31条第7項でございますが、この規定に従って判断すると、運動場対策地域の面積2,645平米は、本件土地の対策地域の総面積9,601平米の27.5%であることから、東京都が主張する寄与率97.0%に基づけば、同社の寄与率は97.0%掛ける $(1-0.275)$ となり、70.3%となると考えております。

続きまして、「公害防止事業費事業者負担法に基づく概定割合について」述べさせていただきます。

東京都の「公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画の考え方について」、東京都は、ダイオキシン類による土壤汚染も法規制以前の蓄積された汚染であることから、農用地汚染対策の客土事業に係る負担法第7条第3号を適用するという判断を示しております。この判断自体は適切でございますが、それに続いて、「農用地土壤汚染対策の客土による公害防止事業の減額実施例では、法規制以前の行為であることのみを減額理由とする場合は、事業者負担割合を4分の3とするケースが多数であり」とし、また、ダイオキシン類の先例である大田区大森南四丁目地域の事案でも概定割合を4分の3としたので、本件でも概定割合を4分の3とすると説明してございます。

しかしながら、本件は、単に法規制以前の行為であることのみが減額理由ではございません。すなわち、本件ダイオキシン類対策は、東京都が同対策を行うことにより、それだけ東京都が所有する本件土地の資産価値は上昇し、東京都に損失はありません。公害防止事業費事業者負担法において対策費を原因者負担としているのは、対策費を原因者に求償できなければ、都道府県が対策費だけ損失をこうむるからであります。本件では、対策費を講じることでそれだけ東京都の本件土地の資産価値は増加するのでありますから、対策費の支出が

東京都の損失になるわけではありません。むしろ、当社に求償できる限度で、東京都は利益を上げることになります。したがって、土地所有者が東京都ではない場合のように、土地所有者の土地のダイオキシン汚染の対策を東京都が講じたままであると東京都が対策費だけ損失をこうむる場合とは基本的な差があると考えます。

本件では、この資料の別紙にございます「本件土地の売買の経緯」のとおり、当社が東京都に本件土地を売却した際、東京都の満足いく土壌汚染対策を完全に履行しております。法規制以前でダイオキシン類の土壌汚染の危険も不明であったことから、本件土地の売買時には東京都自体もダイオキシン類に関心がなかったということがございますが、その時点で東京都は満足いく土壌汚染対策がなされたとして本件土地の引き渡しを受けております。すなわち、東京都民の健康を守る立場の東京都から、本件土地は東京都民の健康を害する土壌汚染がなくなったものとして一度確認を受けているものであります。したがって、後日、ダイオキシン類の危険が認知されたからといいまして、当社が東京都に売買契約を理由として瑕疵担保責任等の責任を負うことはございません。（足立区土地開発公社事件の最高裁平成22年6月1日判決がございます）。本件で、東京都が対策費を当社に求償できるとなれば、この売買契約で定まった当事者間の権利義務関係を事実上無視する結果となるものであり、公平ではないと考えております。

しかしながら、東京都も当社も本件土地の売買時点でダイオキシン類による土壌汚染の危険性を認知していなかったこと及び当社が原因者である限度で当社に社会的な責任があることを自覚し、東京都からの求償を全て拒絶するつもりはございません。ただ、求償しなくても東京都に損失はないこと、求償するだけで東京都には利益が生ずること、それは売買契約によって形成された法的安定性を実質的に崩すものであることから、対策費全額を当社が負担すべきものではなく、概定割合は多くともその2分の1が相当であると考えております。

最後に「結論」となりますけれども、「1. 寄与割合について」。

97.0%には、もともとダイオキシンが発生しない倉庫のあった土地に、荒川区が行った造成工事・盛土により、出所不明の土が持ち込まれた可能性のある東尾久運動公園が含まれていると考えられるため、この部分については、当社の負担する対象から除外すべきであると考えます。寄与割合を70.3%に減少させることを求めます。

次に、「2. 概定割合について」。

東京都が本件ダイオキシン類対策に要する費用だけ東京都の所有する本件土地の価値が高くなること及び本件土地売却契約の締結から土壌処理工事の完了に至る当社と東京都との売

買経緯によって形成された売買契約の法的安定性を尊重すべきことから、2分の1とすることを求めます。

「3. 今後について」でございますけれども、本件土地の土壌が今後再び移動することにより、本件土地のダイオキシン類が土壌表面に露出したり拡散した場合、当社は、再び東京都から対策費の請求を受けても、これに応えることはできません。したがって、本件土地の土壌の移動に当たっては、ダイオキシン類の表面露出または拡散がないように細心の注意を払っていただきたいと考えております。

そして、最後になりますけれども、弊社といたしましても、荒川区、地元の住民のために本件が早期に解決することを望んでいるということを最後にお伝えしまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○古米水質土壌部会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきましたADEKAさんからの御意見について、何か御不明な点があれば御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、お願いいたします。

○中杉委員 土地をきれいにすると価値が上がるので、資産価値が上がるだろうという話なのですが、汚染が見つかったことによって資産価値が下がるという事態になって、それがもとに戻るだけであるという意味で言うと、東京都の資産価値が上がるという主張はおかしいのではないかということが1つ。

それから、将来的に問題があるということで、将来掘ったときに費用負担できないということですが、そういうことになると、東京都は今の土地をそのまま今の使い方をずっと続けなければいけないという意味では、資産価値としては物すごく減少するのではないだろうか。自由な使い方ができないですね。そういう観点があるのではないかと、もう一つは、ダイオキシン類対策特別措置法と民法というのはやはり考え方が少し違うのだと思うのですが、その辺は大塚先生から。

○古米水質土壌部会長 大塚委員、お願いいたします。

○大塚委員 ここは議論する場なのか、質問をする場なのか、その辺を最初にお伺いしておきたいです。

○古米水質土壌部会長 まずは御説明をいただきましたので、それに対して不明な点だとか分かりにくいところを、この審議会のほうでクリアにするという意味で御発言いただければと思います。

○大塚委員 議論する場だとは思っていませんので、そういう観点からお話ししますが、中杉先生がおっしゃっていただいたように、公害防止事業費事業者負担法というのは人的な公用負担として行政庁と原因者との関係での負担でありまして、民法の瑕疵担保責任とは別のものなので、民法の瑕疵担保責任の考え方をこちらで言っていたとしてもいかなものかとは思いますが、今日ここで議論する場ではないので、別のものだということが法的に明確だということだけを申し上げておきます。

それから、もう一つの値段が下がったという話も、最初、値段が普通だったものが、ダイオキシン類が検出されて下がって、費用もかかって、もしダイオキシン類が除去されると、ややもとのところに戻りつつあるという状況なので、これによって東京都が利益を上げるということは私もないと思いますけれども、これもコメントとして申し上げておきたいところでございます。

もう一つ申し上げておきたいのは、地中にあるものを外に出してしまった場合にどのように考えるかという問題ですけれども、これについては、ダイオキシン類対策特別措置法は表層の汚染だけを対策するということは元々考えてはいません。今回、覆土にして部分的な対応をするにとどまっているので、そういう誤解を与えてしまう可能性があることはあるのですけれども、ダイオキシン類対策特別措置法はもともと全部掘削除去をする、あるいは少なくとも除去をするということを考えている法律なので、表層の汚染と下のほうの汚染とを区別していないというのが元々の法律の制度ですので、地中にあるからといって、それに関して原因者とは言えないということには残念ながらならないというのが法律の趣旨だということを確認的に申し上げておきたいと思います。

以上です。

○古米水質土壌部会長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問は。

お願いいたします。

○駒井委員 質問です。

まず、資料4の説明資料の中の(3)と(8)のところを質問させていただきたいと思います。

まず、(3)では、盛土部分について、その当時、最近のことだと思うのですが、製品の倉庫として使われておったので、この場所でダイオキシンが発生することはないと主張されていますね。これは最近のことですので、恐らくそうだと思うのです。

一方、今、大塚委員が言われたように、かつての食塩電解法によってダイオキシンが発生

した蓋然性は高いと考えますので、(8)について、今度は深いところにあったダイオキシンを掘り起こしたことによって拡散したことについては費用負担はできないと主張されていますね。

このあたりについて簡単な確認なのですが、過去の汚染については認めているということではよろしいのですか。

○古米水質土壌部会長 いかがでしょうか。

○ADEKA 影島氏 食塩電解によって。

○駒井委員 そうです。食塩電解法によってダイオキシンの排出されたということについてはいかがでしょうか。

○ADEKA 竹内氏 東京都のほうからいろいろ御説明を受けて、食塩電解のそういうパターンですよという御説明を受けておまして、そういう意味からすれば、そういう可能性は非常に高いと認識しております。

○駒井委員 それを踏まえますと、最近発生した改変によって拡散したことによる責任はないという御主張ということですね。よろしいです。

○古米水質土壌部会長 ほかにいかがでしょうか。

私からも1つ、質問というか確認をさせていただきたい点がございます。

結論の1つに、切土があり、盛土があり、ほかから新しい土壌が入ってきているということは可能性としては否定できません。それはあったと仮定をした場合に、外から入ったものがダイオキシンの汚染された土壌であったということがある程度証明されないと、入ったことによってそこが汚染したよということとはなりません。切土によって入ってきたものとを相対比較すると、汚染土壌が持ち込まれたということがない限りそれが汚染原因だという方向にはなかなか説明しにくくなると思います。

そうすると、量的には分からないのですけれども、外から来るとすると、その汚染された物質自体は、あの異性体パターンからすると食塩電解のプロセスで出てきたものだと。そうすると、盛土のために外から来るとしても比較的近いところからそれを持ってくるということになると、やはり同じような操業していたところから持ってくるか、それが不法投棄された場所から持ってくるかというように可能性を一生懸命探していくとしても、なかなか汚染土壌が持ち込まれたことを説明しにくいかと私は思います。その点に関してはどのようにお考えでこのような主張をされているのでしょうか。

○ADEKA 竹内氏 このところに盛土の少ない部分を外から持ってきたということになれば、

どこから持ってきたということが分かれば、そこの分析をしてあげれば、その同じようなものが出るか出ないかということは分かると思うのです。ですから、持ってきたか、持ってこないかというところ自体がまだ分からないというお話ですので、その辺のところの追求は非常に難しいかと思えます。

○古米水質土壌部会長 私が聞きしたのは、持ってきたということを仮に認めたとして、それがダイオキシンの汚染原因となるものとして追加されて持ってきたものだということがないと、きれいな盛土の部分が来ても、それは問題にはなりません。汚染されたものが持ち込まれたということを論理立てて説明しようとする、持ってきたもの自体がああ異性体を持っていた土壌であると。そうだとすると、同じような食塩電解のプロセスをしている汚染された敷地から持ってくるなり、それがどこかに不法投棄されたところから持ってきたというように説明しないと、盛土で追加されたものが汚染されていたというところがなかなか説明できにくい。その蓋然性は、非常に非常に限りなく低いと判断するのが一般的なのかなとか、私の中では論理的に考えるとそれは難しいのかなと思っています。

そこら辺については御理解いただけるかと思ったのですが、外部から土壌が入ったかどうかということではなくて、入ったとしてもその説明はなかなか難しいのではないかということについてはどうでしょうかという御質問です。

○中杉委員 今回の点は、たまたまこの汚染土壌と異性体パターンが同じものが外部から持ち込まれたということ、こういうことが起こり得ると思います。ただ、そういう状況があるだろうかというのは、これは今、古米先生が言われたように、非常に蓋然性としては確率的には低いのではないかと。全くそれがないと断言することはなかなか難しいのですけれども、常識的に考えて、ここにこういうものがあるということが示されないと、なかなかそうですねと言えないのではないかと私も考えます。

○古米水質土壌部会長 ほかに何か。

どうぞ。

○西村あさひ法律事務所 小澤氏 私は弁護士の小澤と申します。

今日補助についてきまして、余り議論するつもりはないのですけれども、先ほど、汚染が判明して資産価値が下がったというお話があったのですが、むしろもともと汚染がそこにあるのであれば、土地自体の評価は汚染を前提とした、要するに減価された評価ではないかと。たまたま見つかって評価が下がったというのは理論的におかしいのではないかというのの一つ考えております。

もう一つ、ダイオキシンの場合、掘削除去が原則というお話があったと思うのですが、必要な対策をするということが本来は原則ではないかと思うのですが、その掘削除去が、要するにその土地にあるダイオキシン全てを取り除かなければいけないというのが原則なのかということについては疑問を持っております。

以上2点です。

○古米水質土壌部会長 これは法律の話になりますので、本来はそうであるけれども、それと実質的に同じ扱いを。

○西村あさひ法律事務所 小澤氏 ちょっと追加で、後のほうの問題は結局、拡散した場合、拡散した部分をADEKAのほうで責任を持って対策しなければいけないのかということにつながりますので、その点ははっきりさせていただきたいということ。

あと、今後もしこの土地の中の改変があってダイオキシンが拡散された場合に、そのたびごとにADEKAのほうで対策をしろと言われると非常に困るといえるか、やる気はもちろん、対策といえるか、対策費用を負担してくださいと言われても、それは負担する気はないということですので、除去が大前提かということでは大きな問題かと思っております。

○中杉委員 基本的に最終的には除去をしないといけないのだろうと。ダイオキシンに対する措置法で具体的に除去が基本ですとは必ずしも書いていないかと思いますが、資産価値が確実に下がるわけですね。動かせないと、土地の利用が制限されると、そういうことは明確です。

それから、運び出されたという負担があるかどうかということですが、仮に別の場所にこの土壌が事前に運ばれていて、そこで汚染が発覚した場合に、その原因は何であるかという追求ができて、そこで対策をやることになれば、もしADEKAさんの土壌であるということが証明されれば、そのようなことを求められるのは当然だろうと思います。今後も運び出されて、そういうことがないようにリスク管理をするというのは東京都の考え方ですが、そういうことが起これば、当然それは、もともとの原因は何であるかということで問われてくるのだろうと思います。

○西村あさひ法律事務所 小澤氏 1つだけ。

今後、運び出された場合、それは運び出した方の問題だとこちらは考えております。

○古米水質土壌部会長 お願いいたします。

○大塚委員 ここはとにかく議論する場ではないので、それは申し上げておきたいと思いますが、ダイオキシン類が入っていることによって土地の価格が下がるということなの

で、ダイオキシン類が入っていたということは、原因者がいたからダイオキシン類が入ったので、どこを基準にするかといえば、通常の価格で売買されたときのことを基準にして、その後、価格が下がったかどうかを見るべきであって、ダイオキシンが入っていることを前提にしてそこから土地の価格を見るというのはおかしいのではないかとことを申し上げておきます。

それから、ダイオキシン類対策特別措置法ができたときは、農地土壤汚染法と同じように掘削除去が基本の考え方でしたので、その後、土壤汚染対策法はそれとは違う考え方をとりましたけれども、それはダイオキシン類対策特別措置法とはちょっと違う考え方をとっていると申し上げておきたいと思います。

○古米水質土壤部会長 ということ、現在の法律のもとでどう考えているかという確認をさせていただけたと思います。

ほかにいかがでしょうか。もしないようでしたら次に移らせていただきます。

どうも御説明ありがとうございました。

((株) ADEKA説明者退席)

○古米水質土壤部会長 それでは、ADEKAさんよりいただきました御意見を踏まえた費用負担計画(案)について、事務局から御説明をお願いいたします。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 それでは、私から御説明をさせていただきます。

ただいまADEKAさんから御意見の御説明がございましたけれども、まず費用負担計画(案)の御説明をします前に、ADEKAさんの御意見に対して、もう既に先生方に御議論いただいている部分はありますけれども、東京都の見解というタイトルがついてございますが、事務局として論点の整理をさせていただきましたペーパー、資料4ということでA3の資料がございますので、こちらの御説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料4でございますけれども、左側にADEKAさんの意見書に書かれております御意見の内容、右側に事務局として整理いたしました見解ということでまとめさせていただいております。おおむねADEKAさんの御意見書の流れに沿って、こちら側の事務局の論点整理をさせていただいております。

1点ちょっと事実関係の部分で補足をさせていただきたいのですが、先ほどIの1(2)というところで、運動場の造成経緯のところですが、ADEKAさんの御意見書の中では平成6年ということで御説明がございましたが、恐らく尾久の原公園の造成図面のことを見ておっしゃっておられたのかと思ひまして、正しくは平成3年、先ほど概要のところ御説明をさせ

ていただいたとおりにかと思しますので、補足をさせていただきたいと思います。

それでは、まず、造成履歴のところについてでございます。こちらは、東尾久運動場の造成工事の際に、外部の土壌が持ち込まれて、それが汚染原因になっているのではないかとこの御主張でございますけれども、こちらにつきましましては、1～2ページにまとめさせていただいております。

まず、「造成履歴について」というところでございますけれども、都といたしまして、荒川区さんからいただいた造成図面は全ておつけしているのですけれども、外部土壌の持ち込みがあったという可能性を完全に否定しているわけではございません。ただ、これから申しますとおり、東尾久運動場から採取された土壌の検体というものは、当該土地の外からの持ち込み土壌のものだとすべき根拠は認められないのではないかと考えております。

先ほど申しましたように、盛土の由来についての記載はございませんが、通常、同一工事で切土があれば、そこで発生した土を用いて盛土を行うことが合理的であると考えられますし、また、外部土壌を搬入したということをおろそかにする資料は荒川区さんからいただいているということで、そういった認識をしてございます。

それから、先ほど切土工事を行った箇所から基準超過のダイオキシン類が検出されていないのではないかとこの御主張がございましたけれども、切土後の表層、現在の地盤面ということになりますが、そこに基準超過の汚染が確かになかったということは確認しておりますが、切土で削った土に基準超過の汚染が含まれていないということの証明には直接的にはならないのではないかと。

ただ、こちらは結局、表層部分5地点混合という形で採取をしておりますので、具体的にどこの地点の土が基準を超過したのかということは特定しにくい状況にあるということをお補足して申し上げておきたいと思います。

それから、先ほど航空写真解析についての御主張がございました。こちらにも確かに誤差というものもともとございますし、マイナス50cmというものは、全体的に見れば小さくないと言われればそうかもしれませんけれども、あくまで今回汚染が発見されております範囲は地中3mというかなり深いところまで発見されているということをお勘案いたしまして、当該土地の地盤高の全体的な傾向を把握する必要があるという趣旨で航空写真解析を用いたところでございます。そういった解析の目的とこちらの結論というものはそごしていないと考えているところでございます。

今、申し上げましたように、限られた資料の中からはしか造成履歴は考えられませんが、仮

に東尾区運動場の対策地域に外部からの持ち込み土壌が多少あったといたしましても、これから申し上げますとおり、ダイオキシン類の科学的分析等の結果から判断すれば、ダイオキシン類の排出事業者というものはADEKAさんと特定すべきかと事務局としては考えておるところでございます。

まず、幾つかの項目にまとめておりますけれども、異性体パターンの分析のところでございます。

ADEKAさんから東京都が土地を購入した以降に造成をした際、土壌の攪乱がない尾久の原公園の深いところの土壌、それから、これは参考でございますけれども、創業以来一貫してADEKAさんの敷地であった下水道局の浄化センター、こちらのほうでもかなり広範囲、深いところからダイオキシン類が発見されておりますが、こちらの検出された土壌の異性体パターンはいずれも食塩電解に特徴的な異性体パターンでございます、東尾久運動場の異性体パターンと同様の傾向を示しているということで、同一汚染原因と考えられます。

括弧書きで参考資料幾つ参照とございますが、こちらの詳しい説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

2点目といたしまして、今、申し上げましたのは、毒性のある塩素数の多いダイオキシン類の傾向でございますが、低塩素、一から三塩素ということで塩素数の少ないダイオキシン類につきましても、尾久の原公園のやはり深いところの土壌の検体のパターン、それから、東尾久運動場の異性体パターンは、食塩電解由来とやはり同様の傾向を示しているというところがございます。

さらに、3点目といたしまして、基準超過29検体の平均値と比較をいたしまして、東尾久運動場の異性体パターンは特異な傾向を示しているわけではございませんで、むしろ平均値に近い傾向を示しております。これは、前回部会のときの資料でもおつけしておりますけれども、若干補足して平均値を記載したものを本日、参考資料9ということで後ろのほうにおつけしております。そちらの参考資料9の1枚おめくりいただきました「(2)対策地域のダイオキシン類の同族体・異性体パターン」ということで、最初に書いておりますのが平均値のパターンでございます。それと、一番最後のページに東尾久運動場の異性体パターンをまとめてございますけれども、そちらのほうに主なダイオキシン類の内訳、ジオキシンが毒性等量で幾ら、フランが幾ら、コプラナーPCBが幾らという数値を記載してございますが、こちらの平均をとりますと、こちらの5検体の平均値全てあわせ平均いたしますと、96%弱ほどをジベンゾフランが占めているという傾向になっておりまして、先ほど申しました29検体の平均値は

94%程度をジベンゾフランが占めているという構成比になっておりますので、平均値をやや上回ったジベンゾフランがいずれにしても支配的な構成要素になっているところでございます。

資料4にお戻りいただきまして、2ページ目でございます。

CMB法による寄与率の計算結果でございます。

寄与率計算に用いましたソフトは、未知原因も含めて計算可能なソフトを用いております。計算に用いましたのは、ADEKAさんの操業由来であろうということで4種類挙げさせていただいた原因と、それから、石炭燃焼ということで火力発電所の寄与を想定しました5つの構成要素で計算をいたしておりますが、未知原因も含めて計算をしているということで、仮に既存の5つの発生源で説明できない要素が検体の中に多くあるようでしたら、「未知原因 (unknown)」という形で表示しておりますが、それが少なくない比率を示すはずでございますが、そのような計算結果にはなっていない。詳しくは資料を御覧いただければとは思いますが、口頭で申し上げますと、unknownの割合は0.1%に満たない割合となっております。

それから、そちらのCMBで計算いたしました寄与率、これは運動場だけではなくて公園も含めての話でございますけれども、全体的なダイオキシン類排出量の試算で寄与率97%には、そういった異性体分析だけではなく、排出係数を用いた計算結果も補強として用いているということで、寄与率には根拠があると考えているところでございます。

それから、先ほど少し御発言があった部分でございますけれども、食塩電解由来だということをお聞きできなかった場合に、そういった汚染土壌が外部から持ち込まれる蓋然性ということでございますけれども、食塩電解というものはかなり特殊な製法となるかと思っております。日本ソーダ工業会の資料によりますと、過去、都内では、ADEKAさんの尾久工場のほかには日産化学工業株式会社さんの王子工場があるのみでございます。ほかの場所で食塩電解由来のダイオキシン類に汚染された土壌が偶然当該土地に運び込まれる蓋然性は極めて低いのではないかと考えているところでございます。

それから、先ほどADEKAさんがおっしゃっておられました、仮に食塩電解であったとしても、それが地中のほかの場所から拡散されたといった場合にどう考えるのかという御指摘のところでございますが、先ほど大塚先生の御発言もありましたけれども、おおむねそのように私も事務局としては整理をしております。ダイオキシン類対策特別措置法は、表層と下層の汚染を区別していないということが基本にあるかと思っております。本件では、覆土の対策ということで行いますけれども、一方で、敷地内の汚染を全面的に除去するケースを考

えてみますと、汚染が敷地内のどの地点、どの深度にあったとしても、全ての汚染土壌を除去すべきであって、敷地内において汚染土壌を誰がどのように攪乱したかを考慮するに当たらないのは当然であろうかと考えております。

そういった排出行為と汚染との因果関係を考慮いたします際、選択する対策の種類によって汚染への寄与割合が異なるとすれば、それはいかにも不合理なのではないかと事務局としては考えているところでございます。

ですので、本件が覆土・舗装に係る対策費用の負担に関する事案だからといって、他社の介在で表層に汚染が露出したことをもって負担すべき費用が減額される理由にはならないのではないかと考えているところでございます。

それから、時間も限られておりますので要点だけ申し上げさせていただきますと、それ以外のところで主にADEKAさんの御意見というものは、左にまとめさせていただいておりますけれども、東京都といたしましては、言及しておくべきところは、3ページにお移りいただきまして、先ほどADEKAさんの御説明で、汚泥には水銀が含まれるという記述がございましたけれども、ADEKAさんが用いておられました食塩電解の製法は、大まかに隔膜法と水銀法に分かれます。こちらは、黒鉛電極を用いております限り、いずれも当該地のダイオキシン類の汚染原因となり得るものでございまして、隔膜法には水銀は製法の中で用いられておりませんので、食塩電解汚泥に必ず水銀が含まれるという趣旨の御主張であるとすれば、その記述は明らかに誤っているのではないかと考えております。

一方、水銀法食塩電解に関してですが、電解槽における汚泥には水銀が含まれるため、工場内にそのまま投棄されることはないという御主張がなされておりますけれども、ADEKAさんが工場の操業を停止された後、実際に当該土地の広範囲から水銀の土壌汚染が発見されているということを考えますと、この主張には根拠がないと考えられるのではないかと整理をさせていただいております。

それ以外のところ、少し重複をするような整理は割愛をさせていただきまして、3ページの中ほど、Ⅱの概定割合に関してのところでございます。

先ほど御議論の中で触れられているところでございますので、少し概要だけ申し上げますと、東京都が求償できる範囲で利益を上げることになるといったところは、やはりそういった解釈にはならないのではないかとというところが1点目でございます。

それから、2点目、後日、ダイオキシン類の危険が認知されたからといって、当社が東京都に売買契約を理由として瑕疵担保責任等の責任を負うことはない、当事者間の権利義務関

係を事実上無視する結果となるものであって公平ではないという御主張のところに关しましては、やはり民法の議論と負担法の議論は同じではないだろうと。

2つ目の○のところでございますけれども、負担法に基づいて法規制以前の排出行為にも負担を課することができるというのは、専ら公共の福祉の観点からのものでございますので、私法上の権利義務関係とは直接的には関係のない話かと思っております。

なお、ADEKAさんが引用されておられます最高裁判決は、参考資料5で添付をさせていただいておりますけれども、時間も限られておりますので御説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

最後、4ページ目のまとめでございますけれども、今、申し上げた見解のとおりでございます。概定割合を変更する理由はないものと考えているところでございます。内容的にADEKAさんの意見で重複されている内容、それから、直接本件の論点と思われぬような記述は引用を省略させていただいております。

以上のとおりでございますが、こういった論点整理を踏まえまして、お手元の資料5に費用負担計画（案）ということでまとめさせていただいております。

内容といたしましては、事業者寄与率、それから、概定割合とも変更の必要性はないのではないかとこのところでございます。記載内容は基本的には変えてございません。ただ、今回、対策計画（案）をまとめさせていただいて、公害防止事業費の額は1億1,800万円ということで記載をさせていただいたのと、それに対して負担割合を乗じまして、最終的な御負担いただきたい金額は、そこに記載がございますように8,600万円弱ということで金額を記載させていただいております。それ以外の記載は、今回添付をされております参考資料1の素案と記載内容は変えてございません。

御説明は以上でございます。

○古米水質土壌部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局より御説明のありました費用負担計画（案）について御意見、御質問があればお願いしたいと思います。

どうぞ。

○大塚委員 この資料4は、返されるというか、東京都の見解を示されるわけですね。ADEKAさんのほうにお返しになるわけですね。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 今この場においていただいておりますけれども、こういった形で事務局としては論点整理をいたしましたというお話はさせていただきたいと思

ます。

○大塚委員 1点だけ。

これはもう少し明確にしておいていただくといいと思うのですが、資料4の1ページの造成履歴の2つ目の○のところですが、切土後の表層に基準超過の汚染がないことは証明にはならないと書いてあるのですが、これはもうちょっと詳しく何か説明しておいたほうがいいのではないかとというのが1つございます。

もう一つ、3ページのⅡのところ、東京都が購入したときの価格が幾らだったかというのは、ここでお示しになる必要はないのですが、何かそれに関連するようなことがもし言えたら言っておいていただくと、よりはっきりするのではないかと、この2点を申し上げます。

○古米水質土壌部会長 いかがでしょうか。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 まず1点目の御質問でございますけれども、先ほど申しましたとおり、表層の基準超過というものは5地点混合ではかります。ですので、今回おつけした荒川区さんの造成図面の盛土範囲というものは、正確にどこまでかかっているのかということは図面を見ただけでは判然としないところがございます。ですので、土壌を採取した地点と盛土の範囲、そこが具体的にどう位置しているのかということはなかなか正確には図面の中からは把握しにくいところがあるのですが、いずれにしましても、切土をしたところの土が盛土のところを持ってこられたとすれば、そういった由来で基準を超過しているのではないということも考えられますし、土壌を採取した地点がもともと旧地盤の土を捨てているのであれば、それはもともとそこに存在した土壌だと考えられますので、その両面の可能性があるとは思いますが、そこは最終的には断定しにくい部分かと考えております。

2点目の御質問に関しましては、土地の購入の経緯のところ、手元にすぐございませんので、この場では御説明はできかねるところでございます。

○古米水質土壌部会長 ほかにいかがでしょうか。

○大前委員 3ページの最初のところでございますけれども、水銀の話です。「当該土地の広範囲から水銀の土壌汚染が」という、この広範囲とはどの辺を言っているということですか。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 本日、お手元に資料もございますけれども、前回の部会の際に添付をさせていただいた資料を緑色のファイルにまとめさせていただいております。そちらの資料、カラーのものを御覧いただいたほうがよろしいかと思っておりますので、そちらは、インデックスがないので見づらいかもしれませんが、A3の資料で資料8ということでお

示している資料がございます。その資料8の1ページ目の右側に地歴についてというものがございすが、こちらに水銀、鉛の土壤汚染対策事業を行いました際の敷地内の土の入れかえについてまとめた地図が掲載をされております。こちらの色を塗っている範囲、赤くお示しをしているのは今回の対策地域なのですけれども、それとは異なって緑色ですとか黄色、青色といった色が塗られている範囲、こちらに水銀、鉛の土壤汚染があったということでございます。

○大前委員 そうしますと相当広い範囲、要するにこの土地全体というイメージになるのですね、この図ですと。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 さようでございます。

○大前委員 水銀の場合、石炭から結構たくさん出るといふのがありまして、石炭、石油あるいは鉱石です。鉄鉱石あるいは非鉄金属の鉱石。今、日本の大気中の水銀の多くはそこからではないかといふのがあるので、この水銀が本当にADEKAさんかどうかといふのはちょっと疑問なので、少しそこら辺はチェックしていただければと思います。

○古米水質土壤部会長 はい。

○中杉委員 多分、水銀の使用量と石炭からの排出量、含有量で、どのぐらい石炭を使ったかを比べてみるということなのだろうと思います。今の排出源としては、水銀は石炭の燃焼が多いのですけれども、実際に大気にといふことでいくとそうだけれども、ほかの部分では全体的に考えると水銀をそのまま使っているケースですから、そちらのほうが多いのではないかと。これは計算してみればいいと思います。

○大前委員 当時は火力発電所があったといふのがございますね。何年くらいやったのか分かりませんが、それは石炭火力というお話ですので、そこからも結構出ていると思うのです。だから、今おっしゃった量の問題は今全然情報がないのですけれども、これだけ広く土地全体を汚染しているといふのは、水銀を使った電解槽は多分ローカルにしかなかったと思うので、全体に広がっているのは、ひょっとしたら火力の石炭かなという感じがするということです。

○古米水質土壤部会長 あとは深さ方向の議論もあると思うので、それを勘案して、その影響度合いはどうかという整理をしておくことが明確な結論を導く上では重要だと思っておりますので、ぜひ御検討ください。

○中杉委員 過去に石炭火力等もあるのですが、水銀の土壤汚染が大気汚染の問題、排ガスが中心で問題になったというケースはまだないのですね。カドミなんかは農地の土壤汚染は

明らかに大気汚染が問題、排ガスが問題であるというケースがあるのですけれども、そこら辺を調べていただければと思います。

それから、1つよろしいですか。

○古米水質土壌部会長 お願いいたします。

○中杉委員 ちょっとこれは費用負担の話のもう一つ前の話に戻ってしまうのですけれども、対策計画の中身なのですが、ADEKAさんのほうで主張されている「後日」というもの、これは東京都はそれに当たらないと主張されているけれども、どうしてもADEKAさんのほうでこの主張を下げられないというのであれば、今の対策計画自体を少し考え直す必要があるだろうと。これは荒川区からの要望で、できるだけ早くということで覆土という対策を選択して、それで結構だろうと思うのですが、実際は掘り出すのが一番よろしいに決まっているので、本来はそれをやるべきなのですね。でも、住民の要望もあるし、今のところの段階では、こういう管理の段階で事業者の負担も少ないしということで、今こういう方向を選択しているので、これは将来的に全くやらないということを宣言されてしまうと、それならば今のうちにやっておきなさいと私はアドバイスをしたいと思います。

○古米水質土壌部会長 はい。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 ただいまの御意見は、すなわち今回の対策計画（案）の先ほど概要で申し上げました将来の対策策定というところの表現についての御指摘という。

○中杉委員 基本的に今の計画（案）で構わないと思いますけれども、もしADEKAさんのほうがこういう考え方で引き下がらないというか、引き下がらないという言葉は悪かったですけれども、こういう主張をずっと続けられるのであれば、今の段階で掘削除去の対策をしておかないと大変だよと、そうなる就非常に費用としては膨大なものになるだろうということは明白なので、こういう整理をしていくのは妥当だと思います。ただ、そのような主張をされているので、これはどのぐらい強く主張されるのかなということで、もし強く主張されるのであれば、対策計画等もそういうものを勘案した計画にしておかなければいけないですねということを申し上げています。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 御助言ありがとうございます。

○古米水質土壌部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日委員の方々からお寄せいただきました御意見あるいはコメントを含めて、事務局の対応、今後のスケジュールについて御説明をいただきたいと思います。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 本日頂戴いたしました御意見、御質問に対して、次回

の部会におきまして御説明をさせていただきたいと考えております。

○古米水質土壌部会長 それでは、今日の意見を踏まえて最終的に次回、事務局のほうから御提案があるということでございますけれども、何か手順に関しまして御質問あるいは御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

私のほうから1点。先ほど中杉委員から御発言がありましたように、今日ADEKAさんから御説明いただいたのは、4月15日時点で素案を提示されて、それに対しての御意見です。そういう意味においては、今日の部会が開催されて、主張もいただきましたし、今日の議論もお聞きいただけたと思います。そういった手順を上手に踏んでいただいて最終的な案を取りまとめていくということが大事かと思っております。

特に最後のADEKAさんからの御発言にあったように、住民に対して社会的、公共的な福祉に対して早期解決を望まれているということもございました。また、我々としても今回の問題に対して対策地域以外のところも非常にリスクを持っているということで細心の注意をしながら、不用意に掘削をさせないというところを追加記載させていただきました。これらのことも十分踏まえた対策案とすること、あるいはそれを実行する工事を進めていくこと、なおかつ将来に対して不安が残らない形で整理をすることが大事であることをしっかりと記録にとどめて、最終の部会を迎えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかに特にないようでしたら、異議なしということで、今回の審議内容を踏まえ、引き続き事務局のほうで検討整理を進めていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了となりますので、これ以降につきましては事務局にお返しいたします。

○緑川環境政策課長 御審議どうもありがとうございました。

それでは、事務局から、次回の開催予定につきまして御案内をいたします。

次回、第3回「水質土壌部会」は、平成26年8月21日木曜日に開催の予定でございます。開催が近づきましたら正式に御案内をさせていただきますので、御多忙のところ大変恐縮ではございますけれども、御出席のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして、第2回「水質土壌部会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前11時43分閉会)